きょうを読む

憲法典論議の前提

予断と惰性を排す

櫻田　淳

去る五月十四日午前、国民投票法案が参議院本会議で賛成一二二、反対九九の賛成多数で可決、成立した。国民投票法案は、現行憲法典第九六条に規定される改正に必要な手続きを定めたものである。

故に、国民投票法の制定それ自体は、現行憲法典の改訂云々といった議論はともかくとして、憲法典第九六条の規定の実質性を担保するものであり、憲法典の「骨抜き」状態を正す意味からも、大事なものであったといえるであろう。

そして、安倍晋三総理は、七月の参議院議員選挙に際して憲法典改訂を争点として打ち出すことを表明している。国民投票法の施行は三年後のことであるので、当面、憲法典改訂に向けた具体的な動きが政治日程に上ることはないであろうけれども、それでも、そうした動きが水面下で加速するのは、疑いを容れない。

もっとも、現行憲法典の改訂は、日本の永い歴史の中では「通過点」であったとしても、決して「終着点」ではない。現行憲法典改訂が成ったとしても、国民生活の様相が劇的に変わるわけでもない。従って、現行憲法典の改訂によって、途方もない災厄への道が開かれるかのように唱える「進歩・左翼」層の言説は、誠に愚かなものであるけれども、それによって戦後の日本が抱え込んだ矛盾が一挙に解けると想定する「保守・右翼」層の姿勢もまた、軽薄なものである。

そもそも、現行憲法典は国連憲章と類似の思潮の下に書かれた文書である。故に、現行憲法典改訂が成ったとしても、日本が国連加盟国としての義務を負い続ける限りは、昔日の「侵略」の風景を再現させることにならないのは、当然のことであろう。「進歩・左翼」層の言説が愚かであるのは、そうした日本の置かれた現実を直視しないが故である。彼らは、余りにも過去の「幻影」に囚われすぎているのである。

しかし、憲法典改訂が成った後の日本に期待されているのは、国連加盟国として許容される程度までの権利を適切に行使し、その義務を着実に履行することでしかない。「保守・右翼」層の言説が軽薄であるのは、彼らにあっては、国家の「独立」や「威信」といった事柄に対する関心が過剰であるからである。どのように国際協調の枠組の中で日本が正しく身を処せるかが、事の本質なのである。

「自由と秩序を守護するにはどうしても暴力の存在が必要なのである」。

一九五〇年代半ばのフランスにおいて、第二次世界大戦後に続いた第四共和制に引導を渡し、第五共和制を樹立させたシャルル・ド・ゴールは、その著『剣の刃』にこのような記述を残している。ド・ゴールの言葉にある「暴力」を体現する制度が、軍隊や警察であるのは、あらためて指摘するまでもない。

そして、戦後六十年の東アジア国際環境の下で日本の安全保障を主に担保したのが、日米安保体制という枠組を介した米国の「暴力」であった事実を踏まえただけでも、このド・ゴールの言葉は、政治における普遍の真理を示している。

現行憲法典改訂が成った後の日本が問われることになるのは、どのように、自らの持つ「暴力」の枠組を日本だけではなく世界の人々の「自由と秩序」のために生かすかということである。故に、特に現行憲法典第九条の改訂が成り、日本が「普通の国」として振る舞う根拠の最たるものを手にした暁にこそ、日本の民主主義体制にとっての試練の日々が始まるのである。

この事実に粛然とした想いを示さない議論は、「進歩・左翼」層のものであれ「保守・右翼」層のものであれ、日本が「普通の国」になった後の要請には応えられないであろう。

憲法典に関する実質的な論議が要請されている今であればこそ、予断と惰性に囚われた議論ほど、忌むべきものはないのである。

さくらだ・じゅん　政治学者・東洋学園大学准教授。一九六五年宮城県生まれ。八戸高校、北大卒、東大大学院法学政治学研究科修了。硬派の論客として政治、外交、安全保障を中心に論陣を張る。

あすを考える

「東奥日報社提供」
この画像は当該ページに限って東奥日報社が利用を許諾したものです。